

議第 28 号

呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定める。

呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例

呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 28 年呉市条例第 21 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 30 条第 1 項第 2 号イ，第 36 条第 3 項第 1 号，第 41 条の 2 第 1 項各号並びに第 43 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき，指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項，指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準並びに基準該当障害福祉サービスに関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は，法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定の申請者に関する事項）

第 3 条 法第 36 条第 3 項第 1 号の条例で定める者は，法人とする。ただし，療養介護又は短期入所（病院又は診療所において行うものに限る。）に係る指定の申請については，この限りでない。

（指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準）

第 4 条 法第 30 条第 1 項第 2 号イ，第 41 条の 2 第 1 項各号並びに第 43 条第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準は，次条に定めるもののほか，省令（省令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準（次条に定める基準に係るものを除く。）のとおりとす。

（契約支給量の報告等）

第 5 条 指定療養介護事業者は，利用者の入所又は退所に際しては，当該利用者に提供することを契約した指定療養介護の量及び入所又は退所の年月日その他の必要な事項を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。